

入居者の資格に関すること（単身入居要件について）

1 単身入居要件について

札幌市営住宅の入居にあたっては、所得要件等のほかに、同居親族がいることを要件の一つとしている。例外として、高齢者や障がい者など特に居住の安定を図る必要がある方には単身入居を認めている。

2 住宅確保要配慮者の範囲

国は、住生活基本法において、住宅セーフティネットによる住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を住宅政策の基本理念として位置付けており、今後、高齢者や障がい者など住宅の確保に配慮の必要な方が一層増えることが見込まれることから、今後の住宅セーフティネットの在り方として、公営住宅だけではなく、民間賃貸住宅の供給を促進していく必要があるとして、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下、「住宅セーフティネット法」という。）」を平成 19 年に制定。

この住宅セーフティネット法等では、様々な事情で住宅を借りることが難しい方々（住宅確保要配慮者）の範囲を定め、国及び地方自治体に対して、住宅確保要配慮者への必要な支援を講ずるよう求めている（別紙 1 「札幌市の単身入居対象者と国等における

住宅確保要配慮者の比較」参照）。

3 DV 被害者への配慮

国は、「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」（平成 16 年 3 月 31 日付国住総第 191 号）（以下「平成 16 年通知」という。）において、DV 被害者に対して特段の配慮をするよう通知するとともに、配慮すべき DV 被害者の範囲を定めた。

その後、令和 4 年 1 月に平成 16 年通知の改正（以下「令和 4 年通知」という）を行い、特段の配慮を要する DV 被害者の範囲が拡大している（別紙 2 「特段の配慮を要する DV 被害者の範囲」参照）。

4 単身入居要件の見直しに向けて

(1) 見直しの必要性

住宅の確保に困窮する方の増加を踏まえ、国は、特別な配慮が必要な方々が公営住宅に入居できるよう対象範囲の拡大を求めている。

また、北海道は、令和4年10月に、住宅セーフティネット法等に定める住宅確保要配慮者のうち、単身入居要件に含めていない方々を追加する見直しを行っている。

札幌市においても、住宅の確保に困窮する方々の居住の安定を図るための配慮が求められている。

(2) 見直しの方向性（案）

①住宅セーフティネット法等に定める住宅確保要配慮者のうち、単身入居に該当しない一部の方々を除き、現行の単身入居要件に含まれていない対象者を追加する。

②DV被害者において、令和4年通知において追加された対象者を追加する。

札幌市の単身入居対象者と国等における住宅確保要配慮者の比較

札幌市の単身入居対象者	(参考) 北海道の単身入居対象者	国が定める住宅確保要配慮者	
・低額所得者 ・高齢者 ・障がい者	・低額所得者 ・高齢者 ・障がい者	・低額所得者 ・高齢者 ・障がい者	住宅確保要配慮者の根拠規定
		・被災者 ・子どもを養育している者	
・中国残留邦人 ・ハンセン病療養所入所者 ・DV被害者	・中国残留邦人 ・ハンセン病療養所入所者 ・DV被害者	・中国残留邦人 ・ハンセン病療養所入所者 ・DV被害者	住宅セーフティネット法
現在は単身入居要件に含まれていない	・外国人 ・拉致被害者 ・犯罪被害者 ・矯正施設退所者 ・生活困窮者	・外国人 ・拉致被害者 ・犯罪被害者 ・矯正施設退所者 ・生活困窮者	
		・児童虐待を受けた者	住宅セーフティネット法施行規則
・海外からの引揚者 ・原子爆弾被害者 ・戦傷病者	・海外からの引揚者 ・原子爆弾被害者 ・戦傷病者	・海外からの引揚者 ・原子爆弾被害者 ・戦傷病者	北海道住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画
現在は単身入居要件に含まれていない	・児童養護施設退所者 ・L G B T ・U I J ターン転入者 ・住宅確保要配慮者に対して生活支援等を行う者	・児童養護施設退所者 ・L G B T ・U I J ターン転入者 ・住宅確保要配慮者に対して生活支援等を行う者	

特段の配慮を要するDV被害者の範囲

国の平成16年通知

- ① 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第3条第3項第3号の一時保護、同法第5条の婦人保護施設における保護又は児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- ② 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

国の令和4年通知で
範囲が拡大された
DV被害者



国の令和4年通知

- ① 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第3条第3項第3号の一時保護、同法第5条の婦人保護施設における保護又は児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- ② 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- ③ 「配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について」に基づき、婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者に関する証明書」が発行されている者